

## 弔慰金規程

会員にご不幸があった時は、原則として班長を通じ、自治会から下記の弔慰金を供する。

### 記

- |                     |        |
|---------------------|--------|
| 1. 世帯主又はその配偶者が死亡した時 | 5,000円 |
| 2. 同居家族が死亡した時       | 3,000円 |

<附則> 本規程の改定は理事会の承認を要する。

昭和58年7月	制定
平成 4年1月	改定
平成 5年2月	改定
平成26年1月	改定